

国際会計基準審議会 御中

2002年10月31日

IASB公開草案「IFRSの初度適用」に対するコメント

企業会計基準委員会（ASBJ）は、「IFRSの初度適用」の公開草案に対するコメントを提出いたします。本レターに記載した見解については、当委員会の専門研究員が作成を担当したものであります。したがって、本レターは専門研究員の回答であり、当委員会のデュー・プロセスに基づいた公式の見解ではないことを、あらかじめお断り申し上げます。

当委員会のコメントがIASBの最終的な意思決定に貢献できることを希望します。

荻原 正佳

企業会計基準委員会 専門研究員

質問 1

本基準書案は、企業が、すべての IFRS に準拠しているという明示的かつ無限定の記述により、国際財務報告基準（IFRS）を会計処理の新しい基礎として最初に採用する場合に、適用される。（第 1-5 項および結論の根拠の BC4-BC10）

これは本基準書案を適用すべき状況の適切な説明となっているか？ そうでないとするれば、どのような修正を提案するか、またその理由は何か？

コメント

第 5 項の必要性について疑問がある。

第 5 項は、子会社が単独で IFRS 準拠の財務諸表を作成・開示することを想定した規定である。しかしながら、第 13 項の後段の但書の規定を適用することにより、第 5 項の意図は達せられるように思われるので、第 5 項はそもそも不要ではないかと考えられる。

質問 2

本基準書案は、企業は最初の IFRS 財務諸表について報告日現在で有効な各 IFRS に準拠した会計方針を用いて IFRS 開始貸借対照表を作成しなければならないという一般的要求を提案している。第 13-24 項は、この要求に対する限定的な免除規定を提案している。

これらの免除規定は適切か？ 当審議会はこれらの免除規定のいずれかを修正すべきか、あるいはさらに例外を設けるべきか（BC11-BC89）？ そうだとすれば、理由は何か？

コメント

1. 第 7 項と第 13 項の関係を明確にすべきである。

初度適用の方法について、「IFRS 報告日現在で有効な IFRS を遡及適用し、かつ第 13 項から第 24 項までの免除規定を使用する方法」が原則的な方法であり、第 13 項の後段にある「従前の SIC-8 による方法、すなわち各期間で有効な IFRS を使用する方法」が例外的な方法として規定されているものと理解している。

この観点から、第 7 項と第 13 項の関係を明確に整理すべきであると考えられる。すなわち、第 13 項の後段が原則の例外であるといった位置付けを明確にすることを提案する（例えば、第 7 項またはその直後に、第 13 項後段の内容を記述する）。

加えて、以下の事項を“Main features of this IFRS”の部分等に記述すると基準の全体像が理解しやすくなり有用であると考えられる。

「初度適用企業は：

- (a) 過去からずっと IFRS を適用してきたかのように最初の IFRS 財務諸表を作成することができる。その場合、各期において有効な基準を経過規定も含めて適用しなければならず、第 13 項から第 24 項の免除規定は使用することができない。ただし、当基準書の規

定に従って必要な開示を行う必要がある；または、

- (b) 第 13 項から第 24 項の免除規定を使用して最初の IFRS 財務諸表を作成することができる。その場合最初の IFRS 財務諸表の報告日現在で有効な各基準書に従い、各基準書の経過規定は適用しない。

2. 金融商品の認識についての遡及適用

基準案の第 24 項に関連する、適用指針の IG43 項で提案されている「企業は IAS 第 39 号の認識の要件を満たすすべての金融資産及び金融負債を認識する」との規定について例外を認める必要があると考える。過去に認識の中止を行った取引の遡及修正は、初度適用企業にとって過度の負担となる場合も考えられるからである。従前の基準で認識の中止を行った金融資産について、遡及修正に過大なコストまたは労力を伴う場合には、認識しないことを認めるべきである。